

福島県と株式会社ファミリーマートとの連携に関する包括提携協定

福島県（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、東日本大震災からの復興と、福島県内における地域の一層の活性化と県民サービスの向上に資するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙とは緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、東日本大震災からの復興と、県民サービスの向上及び地域社会の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、連携して次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 県産オリジナル商品の開発・販売に関すること。
- (2) 健康増進・食育に関すること。
- (3) 観光情報・振興に関すること。
- (4) 地域防災への協力に関すること。
- (5) 地域の安全・安心に関すること。
- (6) 子ども・青少年育成に関すること。
- (7) 高齢者・障がい者支援に関すること。
- (8) 環境対策・リサイクルに関すること。
- (9) その他県民サービスの向上・地域社会の活性化に関すること。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため甲と乙とは定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、取組毎に別途取り決める。

3 第1項各号に定める事項を推進するにあたっては、甲と乙は県内市町村との連携が図られるよう努めるものとする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結日より1年間とし、期間満了の1か月前までに甲もしくは乙により書面による申し出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約できるものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかから本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第5条 本協定に定めの無い事項又は本協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議して解決の方途を定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年 7月 23日

甲：福島県福島市杉妻町2番16号

福島県

福島県知事

佐藤健平

乙：東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

株式会社ファミリーマート

代表取締役社長

中山勇